

所定疾患施設療養費算定状況

介護老人保健施設 新橋ばらの園

平成24年4月介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した入所者に治療を行い、下記条件を満たした場合に介護報酬で評価されることになりました。  
厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

1. 対象となる入所者の状態は次の通りであること
  - イ 肺炎
  - ロ 尿路感染症
  - ハ 带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は、同時に算定することは出来ないこと。
3. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定する。  
また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
4. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
6. 算定開始後は、治療の実施状況について公表すること。

令和2年度 算定状況

診断名		4月	5月	6月	7月	8月	9月
肺炎	人数						
	日数						
尿路感染症	人数						
	日数						
带状疱疹	人数						
	日数						

診断名		10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数						
	日数						
尿路感染症	人数						1
	日数						5
带状疱疹	人数						
	日数						

